

## 市民協働推進補助金 Q&A

Q1 これから仲間を集めて活動を開始したいのですが、実績がなくても応募は可能ですか？

A この補助金は、これまでは資金面のこともありなかなかできなかった活動の具体化を応援する目的も持っています。補助金交付要綱、募集要項の条件に該当する団体、事業であれば実績に関係なく応募可能です。

Q2 提案できる団体の要件として5名以上の構成員はなぜ必要ですか？

A 提案事業は、確実に実施され、翌年度以降も継続されることを想定しています。そのため、少なくとも5名以上の構成員を有していることを要件としています。

Q3 他の補助金も利用したい場合、どんな補助金なら利用できますか？

A 国・県・民間の補助金で相手先の補助要件に合致すれば利用できます。相手先の要件の中でも「併用が可能」となっていれば利用できます。ただし、市の他の補助金（市から特定の団体を經由して支給される補助金等も含む）との併用はできません。

Q4 二年度目以降は補助率が下がりますが、自己資金はどうやって確保したらよいですか？

A 会費や、参加費、事業収入などが考えられます。この補助金は、団体の自主、自立の促進も目的としていますので、二年度目以降はさらに補助率を下げ、団体の自主財源の確保が必要な仕組みとしています。将来、できるだけ補助金などの財源がなくても活動できるような団体運営の仕組みづくりをする努力は心がけてください。

Q5 審査会で合格基準点がありますか？ある場合、合格基準点以上の事業（団体）は全て補助金の対象となるのですか？

A 審査は5項目で行い、18点（各審査委員が評価した点数の平均値）が合格基準点となります。また、合格基準点以上の事業を得点の高いものから順位をつけて審査会が市長に推薦し、その報告を受けて予算の範囲内で市長が決定することとなっていますので、合格基準点以上であっても予算額によっては補助金の対象とならない場合があります。

Q6 プレゼンテーション審査ではどんな方法で説明すればいいですか？

A パワーポイントやスライドによる説明のほか、パネルや模造紙に計画や内容、効果などを記入して説明するなど、方法は自由です。審査員や一般参加者にも大きく見えやすいプレゼン資料作りをお願いします。また、説明の上手さを競うわけではありませんので、事業の必要性、熱意が伝わるような説明を心がけてください。

Q7 応募団体のすべてが二次のプレゼンテーション審査会に参加できますか？

A できる限り全団体が二次審査でプレゼンテーションできるように努力しますが、応募が多数の場合は、会場や日程、時間の都合等により、一次審査の段階で二次審査への進出団体を決定することもありますのでご了承をお願いします。

Q8 二次のプレゼンテーション審査会には必ず出席しなければなりませんか？

A 不参加の場合は応募がなかったものとして扱います。審査会は公開で実施するので、審査員や他の団体、一般参加者に団体の活動を知ってもらい、情報を共有する機会として考えています。また、プレゼンテーション方法などを他団体の説明も参考にしてスキルアップする機会にもなります。ご理解のうえ出席をお願いします。（新型コロナウイルス感染症拡大状況により、審査会を中止したり、非公開に変更したりする場合があります）

Q9 プレゼンテーション審査会ではどのようなことに気をつけて説明すればよいですか？

A 募集要項の「審査基準」の項目を参考に、目的、期間、対象者、方法、効果など（いつ、誰を対象に、どんな内容で事業を実施することで、地域や市民にどんな効果が期待できるか）について制限時間内（5分予定）にできるだけ簡潔に説明してください。

Q10 趣味のサークル「グランドゴルフの会」が行う大会は補助対象になりますか？

A 補助対象にはなりません。クラブ、趣味のサークル活動などは共益活動です。公益活動ではありませんので対象にはなりません。ただし、その大会（事業）が会員だけを対象にしたものではなく、広く一般市民の参加を呼びかけ、健康増進や、生涯スポーツの普及などの公益的な目的をもって、継続的に実施される場合は、公益事業ですので補助対象事業になります。

Q11 食糧費が補助対象経費となっていないませんが、お手伝いの人たちに出す昼食や飲み物も対象外でしょうか？

A お弁当・飲料水などの食糧費は補助対象経費に認めていません。公金を使うことから趣旨をご理解ください。ただし、講師へのお茶等や、熱中症対策のための飲料、原材料費としての食材等については補助対象経費として認めています。

Q12 啓発用のぼりや小旗などは備品になりますか？

A 消耗品です。

Q13 一度補助決定を受けた事業は補助を継続して受けられるのですか？

A 補助決定は、決して継続した補助金交付を約束するものではありません。補助決定は単年度で行いますので、翌年度も補助申請、審査を受ける必要があります。一度補助決定を受けても翌年度の審査で事業継続の要否などを審査した結果、不交付とする場合もあります。

Q14 町内会で行う地域内の清掃ボランティア活動は補助対象になりますか？

A 参加対象や受益者が限定されていることなどから、補助対象にはなりません。補助対象事業は、その目的、効果が団体の会員や構成員以外の市民にも利益となる内容であることを条件としています。原則として自治会、町内会や校区での活動のように受益対象となる住民を限定して実施される事業は補助対象とはなりません。その取り組みが先進的であり、市内に事例がほとんどなく、今後他地域の参考となるような事業であれば補助対象となりえます。

Q15 災害等（台風や新型コロナウイルス感染症の拡大等）によって事業を中止又は縮小することになった場合、準備等に要した費用は補助対象経費になりますか？

A 準備の過程において、事業の目的を一定程度達成することができ、一定の事業効果があったと認められる場合に限り、準備に要した費用を補助対象経費として認めています。

Q16 災害等（台風や新型コロナウイルス感染症の拡大等）によって事業を中止又は縮小することになった場合、翌年度に同じコース（補助年）に応募することはできますか？

A 事業中止（廃止）承認申請書を提出して中止の承認を受け、交付を受けた補助金の全額を返還した場合に限り、翌年度も同じコース（補助年）に応募できます。ただし、設立後3年未満でなくなる場合はスタートコースに応募できません。

Q17 必要な応募書類に「団体の定款または会則」とありますが、所定の様式や最低限定めておかなければならない事項等がありますか？

A 所定の様式はありませんが、会計管理が適正になされている団体であることがわかるように、団体の定款または会則に、会計（または監査）をおくことが定められていることを条件としています。ただし、応募までに定款または会則の改正が間に合わない場合は、改正後の定款または会則（案）を提出の上、後日正式なものを改めて提出いただくことを条件に応募を受け付けます。

Q18 補助金（補助申請額）の算定方法について教えてください。

A 補助対象経費に補助率をかけて算定した金額と、補助限度額を比較していずれか低いほうの金額が補助金申請額の上限となります。具体的には以下を参考に算定してください。

☆補助率 10/10 補助限度額 100,000 円

①補助対象経費総額 自主財源 補助金必要額

200,000 円 - 100,000 円 = 100,000 円 →この場合の補助金申請額は 10 万円となります。

②補助対象経費総額 自主財源 補助金必要額

80,000 円 - 0 円 = 80,000 円 →この場合の補助金申請額は 8 万円となります。

③補助対象経費総額 自主財源 補助金必要額

150,000 円 - 30,000 円 = 120,000 円

→この場合、限度額 10 万円を超えた事業計画になっておりますので申請は認められません。限度額内の申請となるように再度事業計画を見直してください。

☆補助率 1/2 補助限度額 150,000 円

④補助対象経費総額 自主財源 補助金必要額

300,000 円 - 150,000 円 = 150,000 円 →この場合の補助金申請額は 15 万円となります。

⑤補助対象経費総額 自主財源 補助金必要額

100,000 円 - 20,000 円 = 80,000 円

→この場合、補助限度額は下回っていますが、補助率が 1/2（100,000 円×1/2=50,000 円）なので申請は 5 万円までになります。よって上記の事業は認められません。限度額内の申請となるように再度事業計画を見直してください。